

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成28年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

「ベトナムとの経済交流促進事業委託業務」

(2) 業務の目的

ベトナムとの幅広い交流の絆を強化し、経済交流の拡大に結びつけるため、北海道の魅力を発信するプロモーションやセミナー等を開催する。

(3) 業務の内容

ア ベトナム（ホーチミン等）におけるプロモーションの実施

飲食・小売店等と連携し、ベトナムの消費者に直接北海道観光や道産食材の魅力を伝えるプロモーションを実施すること（2週間以上）

イ ベトナム（ホーチミン等）における魅力発信セミナーの実施

旅行代理店や飲食・小売店等を対象に北海道観光や道産食材の魅力を発信するセミナーを開催すること。

ウ ベトナム（ホーチミン等）における商談会の開催

道内企業の参画を得た商談会を開催すること。

エ 報告書の作成

上記ア～エまでの実施結果について実績報告書を提出すること（電子及び紙媒体（紙媒体は10部））

(4) 委託期間（予定）

委託契約日から平成29年2月28日（火）まで

(5) 納入場所

北海道経済部地域経済局国際経済室

2 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

① 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

② 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

③ 消費税及び地方消費税

ク コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

3 企画提案指示書の交付に関する事項

- (1) 交付期間：平成28年3月8日（火）から同28年3月17日（木）まで
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで
- (2) 交付場所：北海道経済部地域経済局国際経済室経済交流グループ
URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/index.htm>

4 手続

- (1) 参加表明書の提出期限、場所及び方法
 - ア 提出期限：平成28年3月17日（木）午後3時00分（必着）
 - イ 提出場所：3（2）に同じ
 - ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
- (2) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
 - ア 提出期限：平成28年3月30日（水）午後3時00分（必着）
 - イ 提出場所：3（2）に同じ
 - ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

5 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称：北海道経済部地域経済局国際経済室経済交流グループ
- (2) 所在地：郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 連絡先：担当 小笠原・天野
電話 011-204-5342
E-MAIL：keizai.kokukei@pref.hokkaido.lg.jp

9 業務上の留意事項

- (1) 受託者決定後、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

10 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は公表する。
- (3) 詳細は企画提案指示書による。